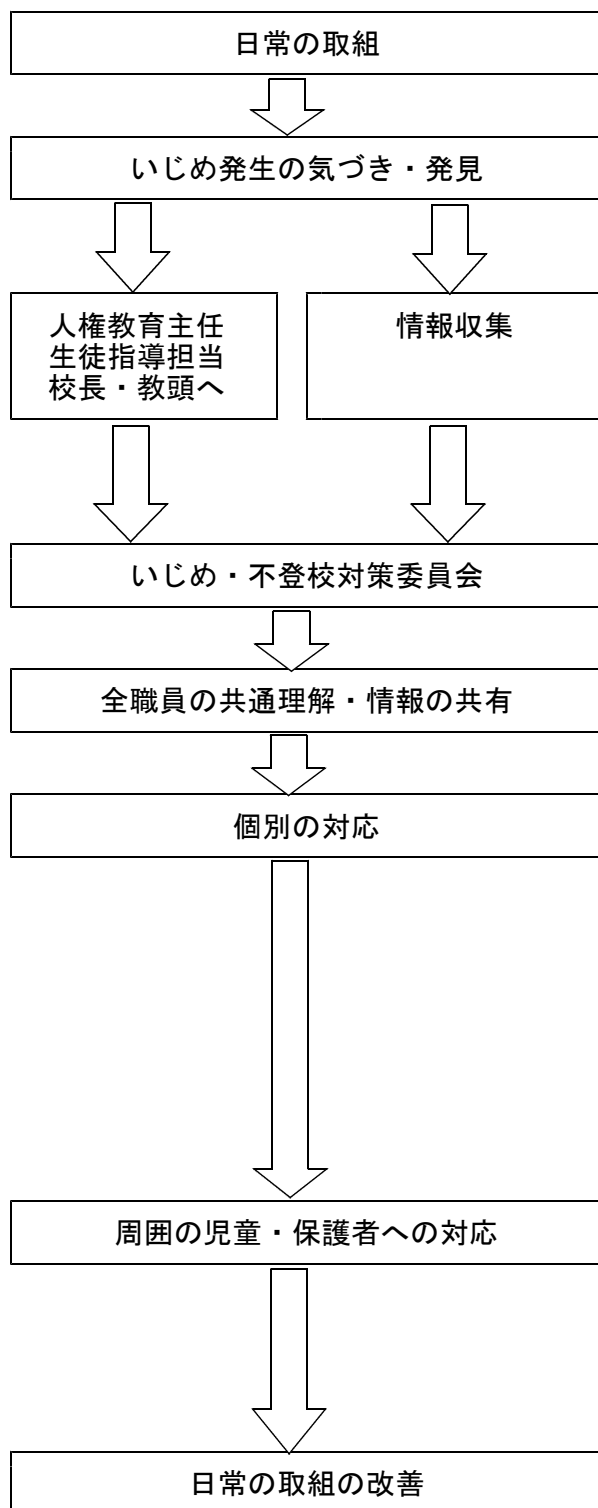


いじめ発生時の対応マニュアル

基本的共通理解事項：いじめは、いつ、どんな学校にでも起きるという認識のもと、早期発見・早期対応に努める。



① 日常的な取組

- ◇ 日記や学級ノートにおける児童理解

② 早期発見のための取組

- ◇ 定期的なアンケートによる実態把握
- ◇ 教育相談の実施
- ◇ 保護者との情報交換（電話・訪問）

③ 正確な情報収集と分析、情報の共有

- ◇ 児童からの聞き取り
 - ・ いじめられた児童、いじめた児童、他
- ◇ 保護者からの聞き取り
- ◇ 情報の共有化
 - ・ 担任だけでなく、人権教育主任、生徒指導担当、教頭、校長へすぐに報告し、情報を共有する。

④ 組織的な対応

- ◇ 対策委員会の開催
- ◇ 臨時職員会議の開催
- ◇ 対策の検討と役割分担
- ◇ 対応に関する全職員の認識と意思の統一
- ◇ 関係機関等との連携

⑤ 個別の対応

- ◇ いじめられた児童・保護者への対応
 - ・ 誠意を持って適切な情報を提供する。
 - ・ 「守り抜く」という姿勢で安心感と信頼を得られるように努める。
- ◇ いじめた児童・保護者への対応
 - ・ 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
 - ・ 保護者へ正確な情報を適宜提供し、誠実な対応に努め、理解を得る。
- ◇ 関係機関との連携
 - ・ 場合によってはカウンセラーと連携し心のケアを行う。

⑥ 周囲の児童・保護者への対応

- ◇ P T Aとの連携
 - ・ 誤解が広がらないように正しい情報を提供し、協力を依頼する。
- ◇ 報道機関への対応
 - ・ 窓口を一本化して教育委員会の指導を受けながら対応する。

⑦ 日常の取組の改善

- ◇ 関係児童への継続的な指導
- ◇ 保護者との連携
- ◇ 児童会による取組の活性化

※ 詳細については、「多良木町立久米小学校いじめ防止基本方針」を参照